

原議保存期間	5年(令和7年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

警察庁丁運発第93号
令和元年9月11日
警察庁交通局運転免許課長

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
(参考送付先)

警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長

大型特殊自動車免許の受験機会の拡大について(通達)

作業機を装着した状態の農耕作業用自動車(以下「農耕車」という。)については、これまで道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合しないものも存在していたところ、別添1のとおり基準が緩和され、一定の措置を取ることを条件に、道路での運転が可能となったところであるが、小型特殊自動車(以下「小特車」という。)に該当する農耕車に作業機を装着した結果、車体の寸法が道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条に規定される小特車の基準を超えるときは、道路交通法上大型特殊自動車に区分されることから、これを運転するためには、大型特殊自動車免許(以下「大特免許」という。)が必要となる。

以上を踏まえ、農林水産省においては、農業大学校等における大特免許に係る研修の機会及び受講者数の拡大を検討しており、別添2のとおり、同省から当庁に対して協力依頼がなされたところである。

各都道府県警察においては、以上の状況を鑑み、都道府県内の農業大学校等と連絡を密にし、可能な範囲で出張試験等に協力するとともに、運転免許試験場等においても、大特免許の受験者の増加や農耕車を持ち込んでの大特免許試験実施機会の増加の可能性があることを踏まえ、遺憾のないよう適切に対応されたい。

※ 別添 1 については省略

警察庁丁運収第13号

元生産第 857 号

令和元年 9 月 9 日

警察庁運転免許課長 殿

農林水産省技術普及課長

農耕車に係る大型特殊自動車免許の取得機会の拡大について（依頼）

みだしの件については、作業機を装着した農耕トラクタに関し、本年4月に道路運送車両法における保安基準が緩和され、同車両の公道走行が可能となったところですが、自動車免許については、作業機を装着した農耕トラクタが道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する小型特殊自動車の大きさの基準を超える場合は、その運転に関し、大型特殊自動車免許（以下「大特免許」という。）が必要とされるものと承知しております。

以上を踏まえ、今後、農耕トラクタ等に係る大特免許の取得を希望する者が増加する可能性があることから、各都道府県において適切な対応が図られるよう、貴職より各都道府県の担当部局に対し周知等を図っていただきますようお願いいたします。

以上